(写)　　別紙

全国老施協発第2567号
平成30年3月9日

厚生労働大臣
　加藤　勝信　様

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会　　長　　石　　川　　憲

高齢者福祉を守るための既存の養護老人ホームの利活用に向けた意見

平成30年1月31日に札幌市の「そしあるハイム」（以下、無届ホームという。）において、火災により11人が死亡した痛ましい事件が発生しました。当該無届ホームにおいては、老人福祉法の規定を勘案すると、本来であれば有料老人ホームとして届出がなされているべきであるところ、諸般の基準等への対応に要する設備投資が行えないために無届として運営を続けてきた経緯がありました。

いわゆる「たまゆら事件」以降も低所得者高齢者の”生命と住まい”の安全については、解消に至っていない事実が如実となりました。

この点、老人福祉施設として全国に976の養護老人ホームが存在していますが、それぞれ入所率は平均約87%程度となっており、老人福祉法に規定され、運営上の厳格な基準を適切に満たした社会福祉施設が活用されていない実態があります。こうした施設に入所（居）できれば、尊い命は失われずに済んだはずです。

特に、養護老人ホームについては、市町村が入所を措置する法的義務がありながら措置をしない「措置控え」の実態があります。山梨県内の入所率は63%程度となっており、入所者を抱えたままやむなく閉園に追い込まれた施設も存在しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者福祉を守るためにも既存の社会福祉施設を適切に活用していく観点から以下について要望します。

要望事項

一．養護老人ホームにおける空床の状況、入所判定委員会の開催、措置控えの実態等について市町村単位での実態調査を早急に行い、公表すること

一．国の責任として、財源移譲（特定財源より一般財源化）による措置控え等への影響等を明確にすること

一．財源移譲に伴い措置控えを来している実態の解消に向け、老人福祉法の文言改正を行い、措置控えがおこらないようにすること（例えば、養護老人ホームの入所に関し、養護老人ホームが主体となって入所判定委員会を開催できるようにすること等が考えられる）。これらの検討のため、平成30年度を目途に養護老人ホームに関するあり方検討会を開催すること

一．各都道府県及び市区町村に対し、養護老人ホーム、軽費老人ホームを積極的に活用するよう、継続的な通知発出並びに状況把握を行うこと

以上